

議 第 7 号

平成22年2月17日提出

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次の  
ように改正する。

熊本県後期高齢者医療広域連合

連合長 幸 山 政 史

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年  
条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項中「16時  
間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第5条中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改め、「(勤務日の勤務時間の  
2分の1に相当する勤務時間として規定で定める勤務時間をいう。以下この条におい  
て同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

( 提出理由 )

国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）の一部改正に準じ、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。